『朱子語類』巻四十四訳注（四）

志村敦弘・中嶋　諒
（『朱子語類』憲問篇研究会）

序　言

本稿は、『朱子語類』巻四十四（『論語』憲問篇）の訳注である。本「訳注（四）」は、「訳注（三）」（『中国哲学研究』第三二号、東京大学中国哲学研究会刊、二〇二二年七月）に続くものであり、「子貢曰管仲非仁章」・「陳成子弑簡公章」・「子路問事君章」・「君子上達章」・「古之學者爲己章」・「蓬伯玉使人於孔子章」・「君子恥其言過其行章」・「子貢方人章」・「不逆詐章」を公表する。

当会の参加者および各条の訳注担当者は、小幡敏行（横浜市立大学教授）、志村敦弘（東洋大学東洋学研究所奨励研究員、「子貢曰管仲非仁章」・「陳成子弑簡公章」・「子路問事君章」）、中嶋諒（明海大学講師、「君子

上達章」・「古之學者爲己章」・「蘧伯玉使人於孔子章」・「君子耻其言過其行章」・「子貢方人章」・「不逆詐章」）、原信太郎アレシャンドレ（早稲田大学非常勤講師）、渡邊賢（埼玉大学非常勤講師）である。

なお凡例については、「訳注（一）」（『中国哲学』第四八号、北海道大学中国哲学会刊、二〇二〇年一二月）の冒頭に挙げたので、適宜参照されたい。

朱子語類巻第四十四　論語二十六　憲問篇（四）

［憲14（18）］子貢曰管仲非仁(一)章(二)

子貢曰、管仲非仁者與。桓公殺公子糾、不能死、又相之。【與、平聲。相、去聲。〇子貢意不死猶可、相之則已甚矣。】子曰、管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜。微管仲、吾其被髮左衽矣。【被、皮寄反。衽、而審反。霸、與伯同、長也。匡、正也。尊周室、攘夷狄、皆所以正天下也。微、無也。衽、衣衿也。被髮左衽、夷狄之俗也。】豈若匹夫匹婦之爲諒也、自經於溝瀆而莫之知也。【諒、小信也。經、縊也。莫之知、人不知也。後漢書引此文、莫字上有人字。程子曰、桓公、兄也。子糾、弟也。仲私於所事、輔之以爭國、非義也。桓公殺之雖過、而糾之死實當。仲始與之同謀、遂與之同死、可也。知輔之爭爲不義、將自免以圖後功、亦可也。故聖人不責其死而稱其功。若使桓弟而糾兄、管仲所輔者正、桓奪其國而殺之、則管仲之與桓、不可同世

之讎也。若計其後功而與其事桓、聖人之言、無乃害義之甚、啓萬世反覆不忠之亂乎。如唐之王珪魏徵、不死建成之難、而從太宗、可謂害於義矣。後雖有功、何足贖哉。愚謂、管仲有功而無罪、故聖人獨稱其功。王魏先有罪而後有功、則不以相掩可也。】

校勘

（一）子貢曰―楠本本は、「子貢曰」が無い。

（二）仁―楠本本・朝鮮整版本・和刻本は、「仁」の後に「者」が有る。

【憲14（18）・1／四四・五六(一)】

本文

安卿(二)問、伊川言、仲始與之同謀、遂與之同死、可也。知輔之爭爲不義、將自免以圖後功、亦可也。竊(三)謂天下無兩可之理、一是則一非、如兩可之説、恐亦失之寬否。曰、雖無兩可、然前説亦是可。但自免以圖後功、則可之大者。淳曰、孟子、可以死、可以無死、是始者見其可以死、後細思之、又見其可以無死、則前之可者爲不可矣。曰、卽是此意。(四)安卿(五)又問、集注謂、王魏先有罪而後有功、不可以相揜。只是論其罪則不須論其功、論其功則不須論其罪否。曰、是。(六)堯卿(七)問、管仲功可揜過否。曰、他義不當死。久之(八)又曰、這般處也(九)説得不分曉。大抵後十篇不似前十篇。如子路問成人處、(一〇)説得(一一)也粗。(一二)安卿云、只是(一四)臧武仲之知等(一五)、皆不

是十分底事。(一六)曰、是。(一七)【義剛。(一八)淳錄同。(一九)】

校　勘

（一）本条は、楠本本は、三分されてそれぞれ別々の条となっている。一条目は、冒頭の「安卿問」（楠本本は「淳問」）から「即是此意」（楠本本は「即是此意也淳」）まで、二条目は「安卿又問」（楠本本は「問」）から「曰是」（楠本本は「曰是也淳」）まで、三条目は「堯卿問」（楠本本は「李丈問」）から「曰是義剛淳錄同」（楠本本は「曰是淳」）までである。

（二）安卿―「安卿」は、楠本本は「安卿」を「淳」に作る。

（三）竊―「竊」は、楠本本・正中書局本は「切」に作る。

（四）意―「意」は、楠本本は「意」の下に「也淳」が有る。

（五）安卿又―「安卿又」は、楠本本には無い。

（六）是―「是」は、楠本本は「是」の下に「也淳」が有る。

（七）堯卿―「堯卿」は、楠本本は「李丈」に作る。

（八）久之―「久之」は、楠本本には無い。

（九）也―「也」は、楠本本は「亦」に作る。

（一〇）説―「説」は、楠本本は「説」字の上に「亦」が有る。

（一一）也―「也」は、楠本本には無い。

（一二）粗―「粗」は、楠本本は「麁」に作る。
（一三）安卿云―「安卿云」は、楠本本は「淳曰」に作る。
（一四）只是臧―「只是臧」は、楠本本は「如」に作る。
（一五）知等―「知等」は、楠本本は「知」の下に「等」が無く、「公綽之不欲下（ママ）莊子之勇冉求之藝」の十四字が有る。
（一六）事―楠本本は、「事」の下に「否」が有る。
（一七）曰―「曰」は、和刻本は「亦」に作る。
（一八）剛―「剛」は、正中書局本・朝鮮整版本・和刻本は「剛」字の下に圏外点「〇」が有る。
（一九）義剛淳錄同―「義剛淳錄同」は、楠本本は「淳」に作る。

訓　読

安卿(一)問ふ、伊川(二)言へらく、仲始め之と同に謀り、遂に之と同に死するは、可なり。之を輔けて爭ふの不義爲るを知りて、將に自(みづか)ら免れて以て後の功を圖らんとするも、亦た可なり、と、竊かに謂へらく、天下に兩可の理無し、一是(いつ)なれば則ち一非なり、兩可(三)の説の如きは、恐らくは亦た之を寬に失するや否や、と。曰はく、兩可は無しと雖も、然れども前説も亦た是れ可なり。但だ自ら免れて以て後の功を圖るは、則ち可の大なる者なり、と。淳曰はく、孟子(四)に、「以て死す可し、以て死する無かる可し」と。是れ始めは其の以て死す可きを見るに、後に之を細思して、又其の以て死する無かる可きを見れば、則ち前の可なる者

は不可と爲す、と。曰はく、即ち是れ此の意なり、と。安卿又問ふ、集注に謂ふ、王魏(五)先づ罪有りて而る後功有り、以て相ひ揜ふ可からず、と。只(六)是だ其の罪を論ずれば則ち其の功を論ずるを須たず、其の功を論ずれば則ち其の罪を論ずるを須たざるのみなるや否や、と。曰はく、是なり、と。堯卿(七)問ふ、管仲の功は過ちを揜ふ可きや否や、と。曰はく、他は義として當に死すべからず、と。之を久しうして又曰はく、這般の處も也た説き得て分曉ならず。大抵後の十篇は前の十篇に似ず。子路 成人を問ふの處の如き、説き得て也た粗なり、と。安卿云ふ、只(八)是だ臧武仲の知等のみは、皆な是れ十分底(の)事ならざるなり、と。曰はく、是なり、と。【義剛(九)。淳錄に同じ。】

口語訳

林安卿が問うた、「程伊川（程頤）の言葉に、「管仲が当初は（子糾と）共謀して、そのまま一緒に死ぬのはよい。これ（公子糾）を補佐して争うことが不義であると知って、それを自ら（死を）免れてその後で功績を期するのもよい。」とありますが、私見では、天下には「両可（どちらも正しい）」という道理はなく、一方が正しければもう一方は正しくないのです。両可の説などは、恐らくはやはり甘いのではないですか。」と。

（朱熹は）いった、「両可という道理はあり得ないが、前の説（管仲が当初は共謀し云々）でもやはりよい。しかし（争いを）避けてその後で功績を期するのは特によい。」と。

陳淳が言った、「『孟子』（離婁下篇）に「以て死す可し、以て死する無かる可し」とあります。これは

当初は死ぬべきだと（考えたと）しても、後でよくよく考えて、死ぬべきではないとしたなら、当初の「（死す）可き」のほうはよくないことになりますね。」と。

（朱熹は）いった、「まさにそれだ。」と。

安卿がさらに問うた、「『集注』には「（唐の）王珪や魏徴の、先に罪を犯して後で功績があったことについては、（罪を）相殺できない。」とあります。（これは）罪に論及するときは功績に論及するまでもなく、功績に論及するときは罪に論及するまでもないということではないのですか。」と。

（朱熹は）いった、「そうだ。」と。

李堯卿がいった、「管仲の功績も過ちを相殺できないのではないですか。」と。

（朱熹は）いった、「彼は義理としては殉ずるまでもなかった。」と。ややあって、続けていった、「この部分も不明瞭な説明だ。概して、（『論語』の）後半の十篇は前半の十篇とは違う。例えば（憲問篇第十三章の）「子路成人を問ふ」章なども大雑把な説明だ。」と。

安卿が問うた、「（その「子路成人を問ふ」章の）「臧武仲の知」云々に限って言えば、（説き方が）まったく十分ではありませんね。」と。

（朱熹は）いった、「そうだ。」と。【黄義剛録。陳淳の記録も同じ。】

注

（一）安卿問ふ―「安卿」は、朱熹門人。朱熹門下において「安卿」という字をもつ者は二人ある。一人は、

名は陳淳であり、もう一人は、名は林学履である。本条で「淳」と表記されているのは混乱を避けるため、陳安卿をその名「淳」で呼んで区別したものと思われる（朱熹門下で「淳」という名をもつ者は、陳淳の他に盧淳がいるが、名が同じ場合、『語類』では例えば「湯泳」「胡泳」のように姓を併記して区別するが、その措置が取られておらず、また「語録姓氏」によれば「淳」という名をもつ記録者は陳淳のみであり、本条の質問者の「淳」は陳淳と確定できる）。よってこの「安卿」は林学履ということになる。なお、両名の略歴については、陳淳（一一五三～一二一七）は漳州龍溪県（福建省）の人。朱熹の高弟であり、著述をまとめた『北溪先生大全集』がある。一一九〇～一一九一年、一一九九年に朱熹に師事。『学案』巻六八、『門人』第一五一頁、『年攷』第一三四頁、『書院』第一四三頁。林学履は福州永福県（福建省）の人。兄の学蒙とともに朱門にあって、一一九三～一一九四年、一一九八年、一一九九年頃と三次にわたって師事した。『補遺』巻六九（『年攷』に「學案・巻六十九に收める」とあるは誤り）、『門人』第一〇五頁、『年攷』第二六八頁、『書院』第二二〇頁を参照。

（二）伊川言…可なり―「伊川言」は、程頤（伊川）の語。その典拠は『河南程氏遺書』巻二二上・四一条（『二程集』第二八四～二八五頁）に、程頤の語として、「又問、孔子稱管仲如其仁何也。曰、但稱其有仁之功也。管仲其初事子糾、所事非正。春秋書公伐齊納糾。稱糾而不稱子糾、不當立者也。不當立而事之、失於初也。及其敗也、可以死、亦可以無死。與人同事而死之、理也。知始事之爲非而改之、義也。召忽之死、正也。管仲之不死、權其宜可以無死也。故仲尼稱之曰如其仁、謂其有仁之功也。」とある。また、『河南程氏外書』巻六・第一〇八条にも、「桓公殺公子糾、管仲不死而從之。……管氏始事糾、不正也。終從

於正、義也。召忽不負所事、亦義也。如魏徵・王珪不死建成之難、而從太宗、可謂害於義矣。【伊川】」とある。これは本章の『集注』に、程子語としても引かれている。なお、ここに見える管仲の故事については、『論語』憲問篇本章の前条に、「子路曰、桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死。曰、未仁乎。子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其仁。如其仁。」とあり、これも含まれていよう。なお、その章にかかる『集注』には、「按春秋傳、齊襄公無道、鮑叔牙奉公子小白奔莒。及無知弑襄公、管夷吾召忽奉公子糾、奔魯。魯人納之、未克、而小白入、是爲桓公。使魯殺子糾而請管召、召忽死之、管仲請囚。鮑叔牙言於桓公以爲相。」と、『春秋左氏伝』荘公八年・九年の記事に基づいて、その背景が示されている。また『史記』巻六二・管晏列伝によれば、管仲と鮑叔牙とは若い時からの友人であり、貧しかった若き日の管仲を鮑叔牙はよく支援した。このことについて管仲は「生我者父母、知我者鮑子也」とした。これがいわゆる「管鮑の交わり」である。なお、この桓公即位までの経緯と、管仲と鮑叔牙との交わりについては、運命論的解釈を施されて、『列子』力命篇にも言及されている。

（三）両可の…如きは―「兩可之説」は、春秋戦国時代に活動した名家の鄧析らの学説とされる。『列子』力命篇に「鄧析操両可之説、設無窮之辞。」とあるが、その具体的内容については、『荀子』不苟篇に「山淵平、天地比、斉秦襲、入乎耳、出乎口、鉤有須、卵有毛是説之難持者也、而惠施鄧析能之。」とある。二つの相異なるものも視点を変えれば両立可能という思想である。

（四）孟子に…可しと―「可以死、可以無死」は、『孟子』離婁下篇第二四章に、「孟子曰、可以取、可以無取、取傷廉。可以與、可以無與、與傷惠。可以死、可以無死、死傷勇。」とある。この部分にかかる朱熹

の『集注』には、「先言可以者、略見而自許之辭也、後言可以無者、深察而自疑之辭也。過取固害於廉、然過與亦反害其惠、過死亦反害其勇、蓋過猶不及之意也。林氏曰、公西華受五秉之粟、是傷廉也。冉子與之、是傷惠也。子路之死於衛、是傷勇也。」とある。陳淳の発言は、この『集注』の右の傍点部の議論を踏まえたものであろう。

（五）王魏先…功有り―「王」は、王珪（五七一～六三九）。字は叔玠。太原祁（山西省）の人。始め隋に仕官し、唐建国時に高祖李淵に認められ、皇太子李建成、のち太宗李世民に仕える。『旧唐書』巻七〇、『新唐書』巻九八に立伝されている。「魏」は、魏徴（五八〇～六四三）。同じく唐の人。字は玄成。鉅鹿曲城（河北省。『新唐書』巻九七では魏州曲城という）の人。永く太宗に仕え、諫争の臣として知られる。『隋書』の編纂主任でもある。貞観七年に鄭国公に封ぜられる。『旧唐書』巻七一、『新唐書』巻九七に立伝されている。この両名は、唐初の政変である玄武門の変に関与していた。唐の高祖の武徳九年六月、皇太子の李建成と、斉王李元吉は後の太宗、李世民を殺害しようとしたが、逆に太宗は房玄齢、杜如晦らを率いて玄武門にて皇太子と斉王を誅殺した。程なく李世民は新たに皇太子となり、以降の国政の実権を握った（『旧唐書』巻二）。その際、誅された李建成に仕えていたのが王珪と魏徴であって、彼らは変の後、その能力を買われていずれも李世民に仕えることになった（『旧唐書』巻七十、巻七一）。このことが、管仲が桓公に仕える経緯に似ることから本条の話題になっているのである。

（六）只是だ…是なり―ここにうかがえる、罪と功績とを割り切って考える朱熹の発想については、『論語』憲問篇当該部分にかかる『或問』に、「蓋聖人之於人、有功則稱其功、有罪則數其罪、雜而兼擧之、既不

以罪掩其功、亦不以功掩其罪也。」とあることから、明らかである。

（七）堯卿―「堯卿」は、李唐咨。漳州龍溪県（福建省）の人。陳淳の岳父であり、その第二次師事に同行している。『学案』巻六九、『補遺』巻六九、『年攷』第一四〇頁、『門人』第八〇頁を参照。なお、『語類』には「李唐卿」という人物名が見えるが、これは李唐咨の字、堯卿が混同された誤写の疑いがあるという（『年攷』第一六二頁、『門人』第八一頁を参照）。

（八）只是だ…のみは―「臧武仲之知」は、『論語』憲問篇第一三章に「子路問成人。子曰、若臧武仲之知、公綽之不欲、卞莊子之勇、冉求之藝、文之以礼楽、亦可以爲成人矣。曰、今之成人者何必然。見利思義、見危授命、久要不忘平生之言、亦可以爲成人矣。」とあるを指す。

（九）義剛―「義剛」は、黄義剛。［憲7・1／四四・二七］条に既出（その注（二）を参照）。

［憲14（18）・2／四四・五七］

問、集解云、管仲有功而無罪、故聖人獨稱其功。王魏先有罪而後有功、則不以相掩可也。其視程子説、固平實矣。然人之大節已失、其餘莫不足觀否。曰、雖是大節已失、畢竟他若有功時、只得道他是有功、始得。

【廣】

訓　読

問ふ、集解(一)に云ふ、管仲　功有りて罪無し、故に聖人獨り其の功のみを稱す。王魏先に罪有りて而る後に功有れば、則ち以て相ひ掩はざるは、可なり、と、其(二)の程子の説と視(くら)ぶるに、固より平實なり。然れども人の大節　已に失すれば、其の餘は觀るに足らざる莫きや否や、と。曰はく、是れ大節已に失すると雖も、畢竟　他に若し功有るの時、只だ他は是れ功有るなりと道ふを得るのみにして、始めて得し、と。【廣(三)】

口語訳

問うた、「（先生の）『集解』（『集注』）に「管仲は功績があって罪がない、それゆえ聖人はその功のみを称えたのだ。王珪と魏徴は先に罪があってその後に功があったので、相殺されない、というのはよい。」とあります。それについての程子（程頤）の説と比較すると、確かに穏当と思われます。しかし人としての大いなる節義がすでに失われている以上、それ以外のこと（功）は取るに足らぬものとなるのではないですか。」と。（朱熹は）いった、「大いなる節義はすでに失われているが、結局、彼（管仲）にもし功があるというならば、彼には功があるとだけ言っておきさえすれば、それでこそよいのだ。」と。【輔広録】

注

（一）集解に云ふ―引用の内容から察するに、この『集解』とは朱熹『論語集注』のことであり、その引用も

当の朱熹の、「愚謂、管仲有功而無罪、故聖人獨稱其功。王魏先有罪而後有功、則不以相掩可也。」（本章の『集注』を参照）というものである。朱熹の『集注』を、『集解』と呼ぶ例は『語類』中にも数例あり、すべて質問者（弟子）側からのものである。例えば巻五三には、朱熹『孟子集注』の語釈「端、緒也。」について、「問、四端之端、集解以爲端緒。向見季通説端乃尾、如何。」とある。巻六二には『中庸章句』をかく称する例（「問、集解中以天命之謂性、率性之謂道、通人物而言。……」）がある。

（二）其の程…ぶるに―本章にかかる『集注』に引く程頤の説。本章の『集注』および、前条［憲14（18）・1／四四・五七］の注（二）を参照。

（三）廣―「廣」は、輔広。［憲2・19／四四・二一］条に既出（その注（五）を参照）。

［憲14（18）・3／四四・五八］(一)

管仲不死子糾、聖人無説、見得不當死。後又有功可稱、不是後功可以償前不死之罪也。伊川有此意、亦恐看得不曾仔(二)細。魏鄭公則是前仕建成矣、不當更仕太宗、後却有功。溫公論嵇紹王裒、謂紹後有死節之功、須還前不是。後既策名委質、只得死也、不可以後功掩前過。王魏二公謂功可以補過、猶可。管仲則前無過而後有功也。【楊(三)】

校勘

（一）本条は、楠本本巻四四には無い。

（二）仔―「仔」は、正中書局本・朝鮮整版本は「子」に作る。

（三）楊―「楊」は、朝鮮整版本は「揚」に作る。

訓読

管仲子糾に死せざるを、聖人説く無きは、當に死すべからざるを見得す。後又功の稱ふ可き有るは、是れ後功は以て前の死せざるの罪を償ふ可からざるなり。伊川に此の意有るも、亦た恐らく看得て曾て仔細ならず。魏鄭公(一)は則ち是れ前に建成に仕ふ、當に更に太宗に仕ふべからざるに、後却って功有り。温公(二)嵇紹王哀を論じて、紹(三)は後に節に死するの功有りと謂ふも、須らく前の是ならざるに還すべし。後(四)既に名を策し質(し)を委(い)すれば、只だ死を得て、後功を以て前過を掩ふ可からざるのみ。王魏二公は功は以て過ちを補ふ可しと謂ふは、猶ほ可なり。管仲は則ち前に過ち無くして後に功有るなり。【楊(五)】

口語訳

管仲が子糾に殉じなかったことに聖人孔子が言及しなかったことは、（管仲は）殉ずるまでもないと理解できるものだ。後に賞賛すべき功績があっても、後の功績によって前の殉じなかったことの罪を償うものではない。程伊川（程頤）にはこの観点があったが、やはり恐らくは理解が十分ではない。魏鄭公（魏

徴）は前は（李）建成に仕えており、さらに太宗（李世民）に仕えるべきではなかったが、後にはむしろ功績があった。温公（司馬光）は稽紹と王裒を論じて、稽紹が後に節義のために死んだ功績はあると述べているが、きっと（父を処刑した王朝に出仕するという）前の正しくないゆき方に重点がある。後に「名を策し質を委し（主君に二心無きことを誓う）」した以上は、殉じて、後の功績によって前の過ちを相殺することはできない。王珪・魏徴の二公については、（その）功績によって過ちの埋め合わせをしたとするのは、まだよい。管仲は前には過ちが無くて後に功績があるのだ。【楊録】

注

（一）魏鄭公…に仕ふ―「魏鄭公」は、魏徴（五八〇～六四三）。太宗の貞観七年（六三三）に鄭国公に封ぜられた。［憲14（18）・1／四四・五七］その注（五）を参照。

（二）温公稽…論じて―「温公」は、司馬光（一〇一九～一〇八六）。字は君実。陝州夏県（山西省）の人。仁宗の宝元初年に進士及第。王安石の新法に反対し、英宗の父への追尊をめぐる、いわゆる「濮議」に追尊反対派として参加。哲宗の元祐元年、尚書左僕射兼門下侍郎として病をおして王安石の新法を覆し、旧に復した。その年の九月、六八歳で没。司馬光は英宗期に、繁多な史書を整理して君主の統治の資にしようと『通志』八巻を著し、帝に進呈した。神宗はこれに序を付し、表題を改めた。これが『資治通鑑』である（『宋史』巻三三六）。稽紹と王裒についての「論」は、『資治通鑑』巻八十、晋紀二、武帝泰始十年の項に見え、『晋書』巻八八、巻八九の記事に拠って、山濤の勧めで父を処刑した東晋朝に出仕した稽紹

と、晉の文帝に父を処刑されて出仕を拒否した王裒の故事を取り上げたうえで、「臣光曰、昔舜誅鯀而禹事舜、不敢廢至公也。嵇康、王儀死皆不以其罪、二子不仕晉室可也。嵇紹苟無蕩陰之忠、殆不免於君子之譏乎。」と評したもの。朱熹が「須還前不是」としたのは、司馬光のこの「嵇紹苟無蕩陰之忠、殆不免於君子之譏乎。」の一句がその論拠となっていると思われる。「嵇紹」は、嵇紹（二五三～三〇四）、字は延祖。譙国銍県（安徽省）の人。いわゆる「竹林の七賢」の一人で、文人の嵇康を父に持つ。その父が処刑されて後、仕官しなかったが、やはり竹林の七賢の一人である山濤の推挙により仕官する。一度失脚するも恵帝期の北征において復活し、蕩陰の会戦にて戦死した（『晋書』巻八九）。「王裒」は、王裒（？～三一一）、字は偉元、城陽営陵（山東省）の人。その父、儀が晋の文帝によって処刑された後、朝廷への臣従を拒否し、度重なる仕官の誘いにも応じず、貧窮にも関わらず他人からの支援も断り、隠居して人に学問を教えて過ごした。後、永嘉の乱により洛陽が陥落して親族は南渡せんとしたが、王裒は両親の墓を守って動かず、混乱の中で殺害された（『晋書』巻八八）。

（三）紹は後…すべし―「死節之功」は、本条・注（二）の嵇紹の略歴中にも触れた恵帝期の北征において、嵇紹が蒙塵した恵帝を支えて蕩陰に戦い、帝の側近が戦闘の不利をさとって次々と逃亡するも、最後まで恵帝を守って戦死したことを指す。なお、その際に嵇紹の血が恵帝の服にかかったが、恵帝は「これは嵇侍中の血であるから、洗い落としてはならぬ」とし、その死を深く悼んだという（『晋書』巻八九）。

「前」の「不是」とは、父の嵇康を処刑した東晋朝に出仕したことを指すか。

（四）後既に…すれば―「策名委質」は、孔穎達『正義』には、「策、簡策也。質、形體也。古之仕者、於所

臣之人、書已名於策、以明繫屬之也。拜則屈膝而委身體於地、以明敬奉之也。」との注釈がある。簡策に名を記して、臣従を誓うことと、身を地に伏して君主を拝し、つつしんで奉ずる意志を示すこと。その典拠としては、『春秋左氏伝』僖公二三年九月の「伝」で、晋の懐公が孤突に、重耳に仕える二人の子を晋に呼ぶように（自分に忠誠を尽くすように）と命じたのを拒否して、「子之能仕、父教之忠、古之制也。策名委質、貳乃辟也。……若又召之、教之貳也。父教子貳、何以事君。」と返答したことによる。

（五）楊―「楊」という姓を持つ記録者は、「語録姓氏」によれば、楊道夫、楊若海、楊驤、楊与立、楊至、楊長孺、楊方がいるが、『年攷』に照らしてもいずれの楊氏かは明らかでない。なお、本条と同様の「楊」姓のみの表記は巻四三・五四条（第三冊・第一一〇九頁）にも見られる。また［校勘］（三）にあるように、朝鮮整版本が「揚」に作ることに鑑みれば、あるいは記録者は包揚であろうか。包揚は、建昌軍南城県（江西省）の人。かつて陸九淵のもとでも学んだ。『学案』巻七七、『資料索引』第五〇六頁、『年攷』第二四六頁、『門人』第六九頁、『書院』第九二頁、また趙偉『陸九淵門人』（中国社会科学出版社、二〇〇九年八月）第五七頁を参照。

［憲14（18）・4／四四・五九］

本文

管仲、孔子自有説他過處、自有説他功處、過不能以揜[一]功。如唐之王魏亦然。或問、設有弑父弑君不可贖之罪、雖有功、亦在所不説矣。曰、如此、則無可言者。【文蔚】

校　勘

（一）揜―「揜」は、楠本本は「掩」に作る。

訓　読

管仲[一]　孔子に、自ら他の過を説く處有り、自ら他の功を説く處有るも、過は以て功を揜ふ能はず。唐の王魏の如きも亦た然り。或ひと問ふ、設し父を弑し君を弑して贖ふ可からざるの罪有れば、功有りと雖も、亦た説かざる所に在り、と。曰はく、此の如くんば、則ち言ふ可き者無し、と。【文蔚[二]】

口語訳

「管仲について、孔子は彼（管仲）の過ちを説き、彼（管仲）の功績も説くが、過ちは功績によって帳消しにすることはできない。唐の王珪・魏徴などもそうだ。」と。ある人が問うた、「もし父を殺し、君主を殺して償い切れないほどの罪を犯したなら、功績があっても、やはり言及しないのですね。」と。（朱熹は）言った、「もしそうなら、語るまでもない（当然至極の）ことだ。」と。【陳文蔚録】

注

（一）管仲孔…有るも―『論語』では、管仲については四条にわたり言及される。「子曰、管仲之器小哉。或曰、管仲倹乎。曰、管氏有三歸、官事不攝、焉得倹。然則管仲知禮乎。曰、邦君樹塞門、管氏亦樹塞門、邦君爲兩君之好、有反坫、管氏亦有反坫。管氏而知禮、孰不知禮。」（八佾篇第二二章）と非難される一方、「或問子産。……問管仲。曰、人也。奪伯氏駢邑三百、飯疏食、没歯、無怨言。」（憲問篇第一〇章）、「子路曰、桓公殺公子糾、召忽死之、管仲不死。曰、未仁乎。子曰、桓公九合諸侯、不以兵車、管仲之力也。如其仁。如其仁。」（同第一七章）、「子曰、管仲相桓公、霸諸侯、一匡天下、民到于今受其賜。微管仲、吾其被髪左衽矣。」（本章）とあるように、一定の評価を下されたものもある。

（二）文蔚―「文蔚」は、陳文蔚（一一五四～一二三九）。字は才卿、号は克斎、信州鉛山県（江西省）の人（『学案』巻六九には上饒県とある）。著に『陳克斎先生集』五巻がある。余大雅のつてを頼って入門。一一八八～一一八九年、一一八九～一一九〇年、一一九八年、一一九九年と四次にわたって朱熹に師事した。『学案』巻六九（『年攷』第六五頁に「学案・巻六十五」云々とあるは誤り）、『年攷』第九五頁、『門人』第一四三頁、『書院』第九四頁。

本文

［憲14（18）・5／四四・六〇(二)］

問、聖人分明是大管仲之功、而孟子硬以爲卑、如何。曰、孟子是不肯做他底、是見他做得那規模來低(一)。因云、若仲輔其君、使佐周室以令天下、俾諸侯朝聘貢賦皆歸於王室、而盡正名分、致周之命令復行於天下、己乃退就藩臣之列、如此乃是。今仲糾合諸侯、雖也是尊王室、然朝聘貢賦皆是歸己、而命令皆由己出。我要如此便如此、初不稟命於天子。不過只是要自成霸業而已、便是不是。【義剛】

校　勘

（一）本条は、楠本本巻四四には無い。

（二）低―「低」は、和刻本は「底」に作る。

訓　読

問ふ、聖人　分明に是れ管仲の功を大とす、而るに(一)孟子　硬く以て卑しと爲すは、如何、と。曰はく、孟子(二)是れ他の底(もの)と做るを肯ぜず、是れ(三)他の那の做し得し規模を見來たりて低し、と。因りて云ふ、若し仲　其の君を輔け、周室を佐けて以て天下に令せ使め、諸侯をして朝聘貢賦　皆な王室に歸せ俾めて、盡く名分を正し、周の命令復た天下に行はるるを致し、己は乃ち退きて藩臣の列に就く、此の如くんば乃ち是なり。今　仲　諸侯を糾合し、也た是れ王室を尊ぶと雖も、然(四)れども朝聘貢賦　皆な是れ己に歸して、命令　皆な己由り出づ。我れ此の如からんことを要むれば便ち此の如し、初めより命を天子に稟けず。只是だ自ら霸業を成すを要めるに過ぎざるのみ、便是ち是ならず、と。【義剛(五)】

口語訳

問うた、「聖人孔子ははっきりと管仲の功績を大いなるものとしているのに、孟子は頑なに（それを）卑しいものとしていることについてはどうでしょうか。」と。（朱熹は）言った、「孟子は決して彼（管仲）のようにはなりたくなかった、彼の為したあの（覇業の）スケールを見て低次元としたのだ。」と。それに関して言った、「もし管仲が主君（桓公）を支えて、周の王室を補佐して天下に号令をかけさせ、諸侯にその貢納品をすべて王室に差し上げさせて、完全に名分を正し、周の命令が再び天下に行われるようにし、自らは退いて藩屏（諸侯）の臣の列につらなる、こうあってこそ正しいのだ。実際には、管仲は諸侯を糾合し、周の王室を尊重しもしたが、しかし貢納品はすべて自分が受け取って、命令はすべて彼自身から発せられている。自分がしたいようにする（という風で）、そもそも天子の命など受けていない。単に自分が覇業を成さんと欲しているに過ぎない。つまりは正しくないのだ。」と。【黄義剛録】

注

（一）而るに…爲すは―「孟子硬以爲卑」は、『孟子』公孫丑上篇第一章に「公孫丑問曰、夫子當路於齊、管仲、晏子之功、可復許乎。孟子曰……或問乎曾西曰、吾子與子路孰賢。曾西蹙然曰、吾先子之所畏也。曰、然則吾子與管仲孰賢。曾西艴然不悅、曰、爾何曾比予於管仲。管仲得君、如彼其專也。行乎國政、如彼其久也。功烈、如彼其卑也。爾何曾比予於是。」とあるのを踏まえる。

（二）孟子是…肯ぜず―「孟子是不肯做他底」は、『孟子』公孫丑上篇第一章に、「曰、管仲、曾西之所不爲也、而子爲我願之乎。」とあるのを踏まえる。

（三）是れ那…て低し―「那規模」は、『考文解義』に「謂見其伯者規模、而卑之不肯做。」とある。「伯者（覇者）」としての「規模（スケール）」ということである。

（四）然れど…り出づ―「朝聘貢賦皆是歸己」は、『春秋左氏伝』僖公七年秋の「伝」に、「管仲言於齊侯曰、臣聞之、招攜以禮、懷遠以德、德禮不易、無人不懷。齊侯脩禮於諸侯、諸侯官受方物。」とあり、朱熹の眼には管仲がそれを独占しているように思えたのであろう。ただ実際には、ここにかかる孔穎達「疏」にあるように、「天子既衰、諸侯惰慢貢賦之事、無復定準。故覇主摠帥諸侯、尊崇天子、量其國之大小、號令所出之物、傳言諸侯、各使官司、取齊約束、受其方所當貢天子之物。」と、斉侯（桓公）が諸侯に命じて貢物を要求しても、それは最終的に天子（周の王室）に献上されるべきものと認識されていたようである。

（五）義剛―「義剛」は、黄義剛。［憲7・1／四四・二七］条に既出（その注（二）を参照）。

［憲15（22）］陳成子弑簡公章

陳成子弑簡公。【成子、齊大夫、名恆。簡公、齊君、名壬。事在春秋哀公十四年。】孔子沐浴而朝、告於哀公曰、陳恆弑其君、請討之。【朝、音潮。○是時孔子致仕居魯、沐浴齊戒以告君、重其事而不敢忽也。臣弑其君、

人倫之大變、天理所不容、人人得而誅之、況鄰國乎。故夫子雖已告老、而猶請哀公討之。】公曰、告夫三子。【夫、音扶、下告夫同。○三子、三家也。時政在三家、哀公不得自專、故使孔子告之。】孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也。君曰告夫三子者。【孔子出而自言如此。意謂弑君之賊、法所必討。大夫謀國、義所當告。君乃不能自命三子、而使我告之耶。】之三子告、不可。孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也。【以君命往告、而三子魯之強臣、素有無君之心、實與陳氏聲勢相倚、故沮其謀。而夫子復以此應之、其所以警之者深矣。○程子曰、左氏記孔子之言曰、陳恆弑其君、民之不予者半。以魯之衆、加齊之半、可克也。此非孔子之言。誠若此言、是以力不以義也。若孔子之志、必將正名其罪、上告天子、下告方伯、而率與國以討之。至於所以勝齊者、孔子之餘事也、豈計魯人之衆寡哉。當是時、天下之亂極矣、因是足以正之、周室其復興乎。魯之君臣、終不從之、可勝惜哉。○胡氏曰、春秋之法、弑君之賊、人得而討之。仲尼此舉、先發後聞可也。】

［憲15（22）・1／四四・六(一)］

本　文

問陳成子弑簡公一章。曰、哀公若委之孔子、孔子須有計畫以處之、必不空言而但已也。【謂須有後手】。意孔子、若哀公委之以權、必有道理以制三子、但有些罅縫、事便可成。【謂擧國不從、而三子内一箇動便得。】又問、程子(二)云、左氏記(四)孔子之言(五)曰、陳恒(六)弑其君、民之不與者半。以魯之衆、加齊之半、可克也。此非孔子之言。誠若此言、是以力(八)不以義(九)也。曰、聖人擧事、也不會只理會義理、都不問(一〇)些利害、事也須是可行方(一一)得。但(一二)云、以魯之衆、加齊之半、須(一三)是先得魯之衆、方可用齊之半。蓋齊之半雖未必難動、而魯之衆却

未便得他(一四)從。然此事聖人亦必曾(一五)入思慮、但却不專主此也。【熹(一六)】

校勘

（一）本条は、楠本本では冒頭の「問陳成子弑簡公一章」から、割注「而三子内一箇動便得」までが無い。また、条末の「但却不專主此也」の直後（記録者名「熹」無し。本校勘（一六）参照）に、「故伊川又云、借便言行、則亦上有天子、下有方伯、謀而後行。然則聖人亦非不量力而浪戰也。明君臣之大義以見弑逆之大惡、天下所不容、人人得誅之。以天下之兵討天下之賊、彼雖衆、亦奚以爲哉。固不當區區較齊魯之強弱也。左氏所記蓋傳聞之謬、以衆人之腹爲聖人之心者爾。」（句読点は訳注者が附した）と続く。これは『論語或問』巻一四の本章にかかる部分をほぼ踏まえる内容で、その「借便言行……謀而後行」は、『河南程氏遺書』巻一五にみえる。

（二）又―「又」は、楠本本には無い。

（三）程子云―「程子云」は、楠本本は「伊川謂」に作る。

（四）記―「記」は、楠本本は「載」に作る。

（五）之―「之」は、楠本本には無い。

（六）恒―「恒」は、楠本本は「亘」に作る。

（七）是―「是」は、楠本本は「是」の下に「聖人」が有る。

（八）力―「力」は、楠本本は「力」の下に「角勝而」が有る。

（九）義―「義」は、楠本本は「義」の下に「理」が有る。
（一〇）些―「些」は、楠本本には無い。
（一一）方―「方」は、楠本本は「始」に作る。
（一二）但云以魯之衆加齊之半―「但云以魯之衆加齊之半」は、楠本本には無い。
（一三）須―「須」は、楠本本は「須」の上に「但」が有る。
（一四）他―「他」は、楠本本は「它」に作る。
（一五）曾―「曾」は、楠本本には無い。
（一六）燾―「燾」は、楠本本には無い。

訓　読

陳成子(一)　簡公を弑すの一章を問ふ。曰はく、哀公　若し之を孔子に委ぬれば、孔子　須らく計畫有りて以て之に處して、必ず空言して但だに已まざるなり。【須らく後手有るべきを謂ふ】。意ふに孔子　若し哀公　之に委ぬるに權を以てすれば、必ず道理有りて以て三子を制せん、但だ些か罅縫有れば、事　便ち成る可し、と。【國を擧げて從はざるも、而れども三子の内　一箇動けば便ち得るを謂ふ】。又た問ふ、程子(二)云ふ、左氏孔子の言を記して曰はく、陳恒　其の君を弑するも、民の與せざる者半ばす。魯の衆きを以て、齊の半ばに加ふれば、克つ可きなり、と、此れ孔子の言に非ず。誠に此の言の若くんば、是れ力を以てして義を以てせざるなり、と、と。曰はく、聖人(三)　事を擧ぐるに、也た只だ義理を理會するのみにして、都て些かの

利害も問はざる會(べ)からず、事も也た是れ行ふ可きを須ちて方めて得し。但だ魯の衆きを以て、齊の半ばに加ふると云ふは、是れ先ず魯の衆きを得るを須ちて、方めて齊の半ばを用ふ可し。蓋し齊の半ば未だ必ずしも動かし難からずと雖も、而も魯の衆きは却つて未だ便ち他 從ふを得ざるなり。然れども此の事は聖人も亦た必ず曾て思慮に入るるも、但(四)だ却つて專ら此れを主とせざるなり、と。【肅(五)】

口語訳

「陳成子簡公を弑す」の一章について問うた。

（朱熹は）言った、「（魯の）哀公がもし、（陳成子の討伐を）孔子に委任して、孔子が計画を練ってそれに対処し、きっと空言に終わることはなかったはずである。【成算があったに違いないことを言う】。思うに、孔子については、もし哀公が兵権を（孔子に）委任したならば、きっと道理によって（魯の実権者孟孫氏、叔孫氏、季孫氏の）三家を抑え、少しでも（三家に）隙があればことは成就したであろう。」と。【国全体が従わなくとも、三家のうち一家が動けば成功することを言う】。

さらに問うた、「程子（程頤）は、『左伝』は孔子の言葉を記して「陳恒が君を弑殺したが、民の半ばはそれを支持しなかった。魯のすべて（の軍勢）に、斉の（民の）半ば（の陳恒不支持者）を加えれば、勝つことができる。」としたが、これは孔子の言葉ではない。本当にこの通りならば、力によって（解決）するもので義によって（解決）するものではなくなってしまう。」と言いましたが。」と。

（朱熹は）言った、「聖人がことを行うとき、義理のみを心掛けてまったく利害も顧みないということ

はなく、こと（を行うに）もそれができる（かどうか明らかになる）のを待って、はじめて実現できる。ただ（『左伝』に）、「魯のすべて（の軍勢）に、斉の（民の）半ば（の陳恒不支持者）を加え」るとあるのは、まず先に魯のすべてを得て、そこではじめて斉の半ばを用いることができる。斉の半ばは必ずしも動かせないわけではないが、魯のすべてはむしろ従わせることができないのである。しかしこのことは聖人はやはりきっと初めから考慮していたには違いないが、これ（斉の半ば）のみを主力として考えていたのではない。【呂燾録】

注

（一）陳成子…を問ふ―「陳成子弑簡公」は、『春秋左氏伝』哀公十四年の記事にも見える事件である。「陳成子」は、斉の陳成子（名は恒）。舒州に幽閉していた主君の簡公を殺害した。その際、魯の孔子は三日間物忌みして、（陳成子の）斉を討つべきことを哀公に訴えた。哀公はどのようにして討つかと問い、孔子は斉の民の半ばは陳成子を支持していないので、これと魯の大軍を合わせれば斉に勝てると答えた。哀公は季孫氏に相談せよと言ったが、孔子はそれを辞退して、大夫の末席に連なる者として言わずにはおれなかった、と語った。

（二）程子云…なりと―「程子云」云々は、程頤の語。『河南程氏遺書』巻二三・伊川先生語九に、「陳恒弑其君、孔子沐浴而朝、請討之。左氏載孔子之言、謂、陳恒弑其君、民之不與者半、以魯之衆、加齊之半、可克也。恁地是聖人以力角勝、都不問義理也。孔子請伐齊、以弑君之事討之。當時哀公能從其請、孔子必有

處置、須使顔回使周、子路使晉、天下大計可立而遂。孔子臨老、有此一件事好做、奈何哀公不從其請、可惜。」とある。

（三）聖人事…て得し―「可行方得」は、『考文解義』に「謂亦須視其事可行、然後乃行。非專守其義不問利害、而胡乱做事也。」とある。聖人は義理一本やりではなく、実際の状況を勘案した上で見通しを立ててから行動する現実的視点があったのだ、ということになる。

（四）但却つ…るなり―「不專主此」は、『考文解義』に「謂不專恃齊衆也。」とある。斉の反陳成子派の民の多さをあてにしなかったということ。『論語』本章にかかる朱熹『或問』にも、「夫以魯之弱、而欲討齊、其請於天子、理勢固有當然者。」という。

（五）憲―「憲」は、呂憲。訳注（一）［憲2・6／四四・八］条に既出（その注（二）を参照）。

［憲15（22）・2／四四・六二］

本　文

問陳成子弑簡公章云、三子有無君之心、夫子所以警之。曰、須先看得聖人本意。夫子初告時、眞箇是欲討成子、未有此意。後人自流泝源、知聖人之言可以警三子無君之心、非是聖人托討成子以警三子。聖人心術不如此枉曲。【雉】

訓　読

陳成子簡公を弑す章に、三子(一)　君を無みするの心有り、夫子之を警むる所以なりと云ふを問ふ。曰はく、須らく先づ聖人の本意を看得すべし。夫子(二)初めて告ぐるの時、眞箇(まこと)に是れ成子を討たんと欲して、未だ此の意有らざるなり。後の人　流れに自りて源を泝り、聖人の言は以て三子　君を無みするの心を警むる可しと知るも、是れ聖人　成子を討つに托(よ)せて以て三子を警むるには非ざるなり。聖人の心術は此の如く枉曲ならず、と。【雉(三)】

口語訳

「陳成子簡公を弑す」の章（の『集注』）に、「（孟孫氏、叔孫氏、季孫氏の）三家には君主を無視する心があったので、孔子が（それを）警めたのだ」とあることを問うた。

（朱熹は）言った、「まず聖人の本意を考えなくてはならない。孔子が最初に（三家に）告げた時、純粋に陳成子を討とうとしていたので、そのような（警めるという）意図はなかった。後世の人は流れに沿って源へと遡り（起こった出来事から原因を追究して）、聖人の言葉は三家の君主を無視する心に警鐘を鳴らすものと理解したが、聖人孔子は陳成子を討つにこと寄せて三家に警鐘を鳴らしたのではないのだ。聖人の心はそのようには歪んではいない」と。【呉雉録】

注

（一）三子君…を問ふ―「三子有無君之心」は、本章の経文「之三子告、不可。孔子曰、以吾從大夫之後、不敢不告也。」にかかる朱熹『集注』に「以君命往告、而三子魯之強臣、素有無君之心、實與陳氏聲勢相倚、故沮其謀。而夫子復以此應之、其所以警之者深矣。」とあるのを参照。

（二）夫子初…るなり―孔子が魯の三家（三子）の討伐について相談しても動かないことを知りつつ、なお行ったことについて、『論語』本章にかかる朱熹『或問』には、「而三子果以爲不可、則復正言之、以明從違在彼、雖不敢必、而君臣大倫、所繫之重、雖欲不告而不敢以已、其所以警夫三子者亦深矣。」とある。孔子の行いは「君臣大倫」の「重」さを知らしめる意味を持っていたことになる。

（三）雉―「雉」は、呉雉（一名は稚）。字は和中。建寧府建陽県（福建省）の人。『補遺』巻六九は「朱子受礼弟子」という。『年攷』は「記録年を欠く記録者ではあるが、慶元年間（一一九五～一二〇〇）の弟子」（二八四頁）という。『門人』第六三～六四頁、『書院』第二一八頁も参照。

［憲16（23）］子路問事君章

子路問事君。子曰、勿欺也、而犯之。【犯、謂犯顔諫爭。范氏曰、犯非子路之所難也、而以不欺爲難。故夫子教以先勿欺而後犯也。】

［憲16（23）・1／四四・六三］

本　文

亞夫問勿欺也而犯之。曰、犯、只是有犯無隱之犯。如三諫不聽之類。諫便是犯也。【時擧】

訓　読

亞夫(一)「欺くこと勿れ、而して之れを犯せ」を問ふ。曰はく、犯(二)とは、只だ是れ「犯すこと有りて隱すこと無し」の犯なり。「三(三)たび諫めて聽かず」の類の如し。諫は便ち是れ犯なり、と。【時擧(四)】

口語訳

曼亜夫が、「欺くこと勿れ、而して之れを犯せ」について問うた。

（朱熹は）言った、「犯とは、「犯すこと有りて隠すこと無し（面と向かって諫めて隠さない）」の「犯」なのだ。「三たび諫めて聴かず（三度諫めても聞き入れられない）」云々と同じだ。「諫」とはつまり「犯」だ。」と。【潘時挙録】

注

（一）亞夫欺…を問ふ―「亞夫」は、曼淵の字。［憲12・4／四四・四〇］条に既出（その注（一）を参照）。

（二）犯とは…犯なり―「有犯無隱」は、『礼記』檀弓上篇に「事君、有犯而無隱、左右就養有方。」とある。

（三）三たび…の如し―「三諫不聴」は、『礼記』曲礼下篇に「爲人臣之礼、不顕諫。三諫不聴、則逃之。」とある。

（四）時擧―「時擧」は、潘時挙。［憲８・１／四四・二九］条に既出（その注（二）を参照）。

［憲16（23）・２／四四・六四］

本　文

徐問勿欺也而犯之、子路豈欺君者。莫只是他勇、便解恁地否。曰、是恁地。子路性勇、凡言於人君、要他聽、或至於説得太過、則近乎欺。如唐人諫敬宗遊驪山、謂驪山不可行、若行必有大禍。夫驪山固是不可行、然以爲有大禍、則近於欺矣。要之、其實雖不失爲愛君、而其言則欺矣。(二)

校　勘

（一）矣―「矣」は、楠本本は「矣」の下に「辛。張權輿諫。辛。驪山事見寶暦元年。」（句読点は訳注者が附した）とある。

訓　読

徐(一)「欺く勿れ、而して之を犯せ」を問ふに、子路は豈に君を欺く者ならんや。只是だ他の勇、便ち恁地に

す解き莫きや否や、と。曰はく、是れ恁地なり。子路 性は勇、凡そ人君に言ふは、他の聴かんことを要めて、或いは説き得て太だ過ぐるに至れば、則ち欺くに近し。唐人の敬宗の驪山に遊ぶを諫めて、驪山は行く可からず、若し行けば必ず大禍有り、と謂ふが如し。夫れ驪山は固より是れ行く可からず、然れども以て大禍有りと爲すは、則ち欺くに近し。之を要するに、其の實 愛君爲るには失せずと雖も、而れども其の言は則ち欺なり、と。

口語訳

徐氏が、「欺く勿れ、而して之を犯せ」について、「子路はどうして君主を欺くような人でありましょうか。彼は勇敢なので、（孔子は）このように答えただけなのではないでしょうか。」と問うた。

（朱熹は）いった、「まさにその通りだ。子路は根っから勇敢であって、君主にものを言う時には、（それが）それ（君主）に聞き入れられんことを願って、時に大げさな物言いをしたのは、欺きに近くなる。唐代のある人（張権輿）が、敬宗が驪山に遊ぼうとしたのを諫めて、驪山には行ってはいけません、もし行けばきっと大禍が起こります、と言ったのと同じだ。なるほど驪山には行ってはいけないが、しかし大禍が起こると言うのは、欺きに近いのだ。つまり、その態度が君主を敬愛するという点では問題ないが、その言葉は欺きなのだ。」と。

注

（一）徐欺く…問ふに―「徐」は、徐寓か。「徐」姓のみが記されているこの質問者について、本条に見えるような「徐問」という表記から考察すると、その記録者は多くが陳淳であり、楊道夫の名も見える。『年攷』によれば、陳淳や楊道夫らと同席する「徐」姓の者は「徐寓」のみであり、彼である可能性が極めて高い。陳・楊両人との同席の時期は、『年攷』第一六九～一七〇頁によると、一一九〇年以外には重ならないのでこの時であろう。なお徐寓については、［憲４（６）・３／四四・二六］その注（七）参照。また、［校勘］の（一）に見える記録者「辛」については、『年攷』によれば、「抄本」（すなわち楠本本）に見える名であり、劉黻か曹叔遠と同席している人物とのことであるが（第一三〇頁、第一七九頁参照）、詳細は不明。

（二）唐人の…が如し―「敬宗」は、唐の皇帝。名は湛。元和四年（八〇九）に穆宗の長子として生まれた。長慶四（八二四）年、十六歳で即位。「競渡船（ボートレース）」や角力（すもう）観戦、撃毬（打毬）（ポロ）に興じて、政治を顧みなかった暗君とされる。即位からわずか二年の宝暦二年（八二六）一二月、劉克明によって宴会中に殺害された（『旧唐書』巻一七、『新唐書』巻八）。驪山は現在の陝西省西安市附近にあり、秦の始皇帝の陵墓（驪山陵）や温泉（華清池）などが知られる。この出来事は、［校勘］の（一）にもある通り、唐の宝暦元年に起こっている。同時代の杜牧『樊川文集』巻十二「與人論諫書」に「寶曆中敬宗皇帝欲幸驪山、時諫者至多。上意不決。拾遺張權輿、伏紫宸殿下叩頭諫曰、昔周幽王幸驪山、爲犬戎所殺。秦始皇葬驪山、國亡。玄宗皇帝宮驪山、而禄山亂。先皇帝幸驪山、而享年不長。帝曰、驪山若此之凶耶。我宜一往、以驗彼言。

後數日、自驪山廻、語親倖曰、叩頭者之言、安足信哉。」とあり、『資治通鑑』（巻二四三、敬宗宝暦元年）にも採録する。敬宗は驪山行幸の翌年に劉克明に殺害されたため、結果として張権輿の懸念が的中したことになる。

［憲16（23）・3／四四・六五］

本　文

問、如何是欺。曰、有意瞞人、便是欺。曰、看得子路不是瞞人底人。曰、無臣而爲有臣、乃欺也。【廣】

訓　読

問ふ、如何ぞ是れ欺なる、と。曰はく、意有りて人を瞞すは、便是ち欺なり、と。曰はく、子路は是れ人を瞞す底の人にあらざるを看得す、と。曰はく、「臣無くして臣有りと爲す」は乃ち欺なり、と。【廣】(二)

口語訳

「欺」ぎとはどのようなものかについて問うた。

（朱熹は）言った、「意図的に人をだますことが、欺きなのだ。」と。

（質問者は）言った、「子路は、他人をだますような人ではないように見受けられます。」と。

（朱熹は）言った、「（『論語』子罕篇に、子路の発言として）「臣無くして臣有りと為す（臣下はいないが臣下がいるようにする）」とあるが、これこそ欺きなのだ。」と。【輔広録】

注

（一）臣無く…欺なり―「無臣而爲有臣」は、『論語』子罕篇第一一章に「子疾病、子路使門人爲臣。病間、曰、「久矣哉。由之行詐也、無臣而爲有臣。吾誰欺。欺天乎。且予與其死於臣之手也、無寧死於二三子之手乎。且予縦不得大葬。予死於道路乎。」とある。

（二）廣―「廣」は、輔広。［憲2・19／四四・二一］条に既出（その注（四）を参照）。

（［憲14（18）・1／四四・五六］～［憲16（23）・3／四四・六五］条担当　志村 敦弘）

［憲17（24）］君子上達章

子曰、君子上達、小人下達。【君子循天理、故日進乎高明。小人殉人欲、故日究乎汚下。】

［憲17（24）・1／四四・六六］

本　文

君子上達、一日長進似一日。小人下達、一日沈淪似一日。【賀孫】

訓　読

「君子は上達す」は、一日　一日似(よ)り長進す。「小人は下達す」は、一日　一日似り沈淪す。【賀孫(一)】

口語訳

「君子は上達す」とは、日々進歩していくことである。「小人は下達す」とは、日々堕落していくことである。【葉賀孫録】

注

（一）賀孫…「賀孫」は、葉賀孫。［憲2・9／四四・一一］条に既出（その注（一〇）を参照）。

［憲17（24）・2／四四・六七］

本文

問、注云、君子循天理、故日進乎高明。小人徇(一)人欲、故日究乎汚下。究字之義如何。曰、究者、究竟之義、言究竟至於極也。此段本横渠呂與叔之言、將來湊說、語意方備。小人徇人欲、只管被它墜下去、只見沈了、如人墜水相似。因又言究竟之義、今人多是如此。初間只是差些子、少間究竟將去、越見差得多。如說道理亦是如此。初間錯些子、少間只管去救、救來救去、越弄得大。無不如此。如人相訟、初間本是至没緊要底事、喫不過、胡亂去下一紙狀。少間公吏追呼、出入搔擾、末梢計其所費、或數十倍於所爭之多。今人做錯一件事、說錯一句話、不肯當下覺悟便改、却只管去救其失、少間救得過失越大。無不是如此。【僩】

校勘

（一）徇―「徇」は、楠本本・正中書局本は「反」に作る。

訓読

問ふ、注に(一)、君子は天理に循ふ、故に日び高明に進む。小人は人欲に徇ふ、故に日び汚下に究す、と云ふ。「究」字の義 如何、と。曰はく、「究」は、究竟の義、究竟して極に至るを言ふなり。此の(二)段 横渠、呂與叔の言に本づき、將ち來たり湊め說き、語意 方に備はる。小人は人欲に徇ひ、只管(ひたす)ら它に墜され下り去き、只だ沈めらるるのみにして了はる。人の水に墜つるが如く相似たり、と。因りて又た究竟の義を言

ふ。「今人多くは是れ此くの如し。初間(はじ)め只是だ差ふこと些子のみなるも、少間(しばら)く究竟し將ち去けば、越(いよ)いよ差得ふこと多きを見る。道理を說くが如きも亦是た此くの如し。初間め錯ふこと些子なるも、少間く只管ら去き救ひ、救ひ來たり救ひ去けば、越いよ弄し得て大なり。此くの如からざる無し。如へば人の相訟し、初間め本是(も)と至りて緊要没(な)きの事なるも、喫(三)し過ぎず、胡亂に去きて一紙の状を下す。少間く公吏追呼し、出入搔擾し、末梢に其の費やす所を計れば、或いは爭ふ所より十倍するの多きを數ふ。今人一件の事を做し錯り、一句の話を說き錯るも、肯て當下に覺悟して便ち改めず、却つて只管ら其の失を救はば、少間く過失を救ひ得て越いよ大なり。是れ此くの如からざる無し、と。【僩(四)】

口語訳

質問した、「『集注』に「君子は天理に循う、故に日び高明に進む。小人は人欲に徇う、故に日び汚下に究す」とあります。「究」字は、どういう意味でしょうか。」、と。

朱熹は言った、「「究」字は、究竟の意で、究竟して極まりに至ることをいう。ここは張載（横渠）と呂大臨（与叔）の言に依拠して、これらをまとめて說いた箇所であり、文意はまさに尽くされている。小人は人欲にしたがって、ひたすらそれに貶められて、堕落してしまうだけである。水中に落ちてしまった人のようなものである。」、と。

そこで朱熹は、さらに究竟の意について言った。「いま多くの人はこのようである。はじめはわずかに

間違っているだけでも、やがて極まるにつれて、その間違いはいよいよ大きなものとなってしまう。道理を説くことも、またこのようである。はじめはわずかに間違っているだけでも、ひたすらそれを取り繕って、取り繕い続ければ、いよいよ大ごとになってしまう。このようにならないものはない。たとえば訴訟を起こした人物が、はじめは全く重大でないことであっても、こらえきれずに、みだりに訴状を提出する。やがて役人が呼びつけて、あれこれ騒ぎ立てているうちに、遂にその訴訟の費用をはかると、争点とするところの十倍あまりになってしまっている。いま一つの事柄をなしあやまり、一つの話をいい間違えても、すぐさま思い至って改めず、かえってひたすらその誤りを取り繕っていると、やがて過失を取り繕うことがいよいよ多くなってしまう。このようにならないものはない。」、と。【沈僩録】

注

（一）注に「君…と云ふ―「注云」云々は、本章の『集注』を指す。

（二）此の段…本づき―「横渠」は、張載。『宋史』巻四二七、『学案』巻一七、『資料索引』第二二九七頁を参照。「呂與叔」は、呂大臨。『宋史』巻三四〇、『学案』巻三一、『資料索引』第一一九〇頁を参照。『論語精義』当該章に、「張曰、上達反天理、下達徇人欲者與。……呂曰、君子日進乎高明、小人日究乎汚下。」（『朱子全書』第七冊・第四九五頁）とある。張載の語は、もと『正蒙』誠明篇、また『近思録』為学篇に見える。呂大臨の語は、いま『藍田呂氏遺著輯校』（中華書局、一九九三年一一月、第四五八頁）

にも収められる。

（三）喫し過ぎず―こらえきれない、たえられない。『語類』巻五八・一条に「若是以下等人處此、定是喫不過。非獨以下人、雖平日極知當孝其親者、到父母以此施於己、此心亦喫不過、定是動了。」（第四冊・第一三五七頁）とある。

（四）僩―「僩」は、沈僩。［憲2・14／四四・一六］条に既出（その注（三）を参照）。

［憲17（24）・3／四四・六八］

本　文

問、君子上達、小人下達。曰、伊川(一)之說爲至、其次則呂氏(二)得之。達、只是透向上去。君子只管進向上、小人只管向下。横渠(三)說亦是。尹氏之所(四)謂達、却只是說得君子喩於義之意、却只是喩曉之義。楊氏之說舜跖、却是伊川之意。謝氏之說大段遠了、不干事。范氏之說、初是喩於義利、次是達於上下、其末愈上愈下、却有伊川之意。大抵范氏說多如此、其人最好編類文字、觀書多匆遽、不仔(五)細。好學(六)而首章、說得亂董董地、覺得他理會這物事不下。大抵范氏爲人宏(七)博純粹、却不會研窮透徹。如唐鑑、只是大體好、不甚精密、議論之間、多有說那人不盡。如孫之翰唐論雖淺、到理會一事、直窮到底、教(八)他更無轉側處。【僩】

校勘

（一）伊川之説―「伊川之説」は、楠本本は「伊川君子爲善、只有上達、小人爲不善、只有下達之説」（句読点は訳注者が附した）に作る。

（二）呂氏得之―「呂氏得之」は、楠本本は「呂氏君子日進乎、高明小人日究乎、汚下之説亦得之」（句読点は訳注者が附した）に作る。

（三）横渠説亦是―「横渠説亦是」は、楠本本、「横渠説、上達反天理、下達徇人欲者歟亦是」（句読点は訳注者が附した）に作る。

（四）所―「所」は、楠本本には無い。

（五）仔―「仔」は、楠本本・正中書局本・朝鮮整版本は「子」に作る。

（六）好―「好」は、楠本本は「如」に作る。

（七）宏―「宏」は、朝鮮整版本は「弘」に作る。

（八）教―「教」は、楠本本は「交」に作る。

訓読

「君子は上達し、小人は下達す」を問ふ。曰はく、伊川(一)の説を至れりと爲し、其の次(二)は則ち呂氏 之れを得。「達」とは、只是だ透して上に向かひ去くのみ。君子は只管(ひたす)ら進みて上に向かひ、小人は只管ら下に

向かふ。横渠[三]の説も亦た是れなり。尹氏[四]の所謂「達」とは、却つて只だ是だ「君子は義に喩る」の意を説き得るのみにして、却つて只だ是れ喩曉の義なるのみ。楊氏[六]の舜跖を説くは、却つて是れ伊川の意なり。謝氏[七]の説は大段遠きに了はりて、事に干はらず。范氏[八]の説は、初めは是れ義利に喩り、次は是れ上下に達し、其の末は愈いよ上り愈いよ下り、却つて伊川の意有り。大抵[おほむ]ね范氏の説 多くは此の如く、其の人 最も文字を編類するを好み、書を觀るに多くは匆遽にして、仔細ならず。學而[九]の首章を好み、説き得て亂れて董董地たり、他の這の物事を理會し下さざるを覺得ゆ。大抵ね范氏の人と爲りは宏博純粹なるも、却つて研窮透徹する會からず。唐鑑[一〇]の如きは、只是だ大體好きのみにして、甚だしくは精密ならず、議論の間、多く那の人の説きて盡くさざる有り。孫之翰[一一]の唐論の如きは淺しと雖も、一事を理會し、直ちに到底を窮むるに到り、他をして更に轉側する處無からしむ、と。【愔[一二]】

口語訳

「君子は上達し、小人は下達す」について質問した。

朱熹は言った、「程頤（伊川）の説が最善で、次いで呂大臨が当を得ている。「達」とは、ただ徹底して高みに向かっていくというのみである。君子はひたすら励んで高みに向かい、小人はひたすら低きに流れる。張載（横渠）の説もまたこれである。尹焞のいう「達」とは、かえって「君子は義に喩る」の意を

いうのみで、ただの〝さとる〟の意である。楊時は舜や跖について説いているが、これはかえって程頤（伊川）の意図するところである。謝良佐の説は、大いに原文から遠ざかり、かかわりがなくなってしまった。范祖禹の説は、冒頭は「（君子は）義（に喩り、小人は）利に喩る」ことを説いているが、続いて上下に達することをいい、その末尾では（君子は）いよいよ上り、（小人は）いよいよ下るというが、これもかえって程頤（伊川）の意図するところであった。だいたい范祖禹の説は、このようなものが多く、とりわけ文章をまとめることを好んで、しばしば書物を読むことがいいかげんで緻密でない。『論語』学而篇の冒頭章も好んだが、その説きぶりは乱雑で、彼はこの章を理解していないようであった。そもそも范祖禹の人となりは博識かつ純朴で、徹底的に究明することはできなかった。その著『唐鑑』なども、あらましはよいが、さほど精密でなく、そこでの議論には、説き尽くさなかったことが多い。孫甫（之翰）の『唐史論断』などは、浅薄なものではあるが、ある事柄を取り扱うにあたっては、徹底的に究明して、まるでぶれることがなかった。」、と。【黄榦録】

注

（一）伊川の…と爲し―「伊川」は、程頤。「伊川之説」は、『論語精義』当該章に、「伊川曰、君子爲善、只有上達。小人爲不善、只有下達。」とある。もと『二程外書』巻二に見える。

（二）其の次…れを得―「呂氏」は、呂大臨。［憲17（24）・2／四四・六七］条に既出（その注（二）を参

照）。『論語精義』当該章に載せる呂大臨の語を指す。同条同注を参照。

（三）横渠の…是なり―「横渠」は、張載。［憲17（24）・2／四四・六七］条に既出（その注（二）を参照）。「横渠之說」は、『論語精義』当該章などに載せる張載の語を指す。同条同注を参照。

（四）尹氏の…達」とは―「尹氏」は、尹焞（一〇七一～一一四二）。河南洛陽（河南省）の人。程頤晩年の高弟で、和靖先生と号した。『宋史』巻四二八、『学案』巻二七、『資料索引』第九四頁を参照。『論語精義』当該章に、「尹曰、達者、達盡事理之謂。」とあるのを指す。

（五）却て只…にして―「君子喩於義」は、『論語』里仁篇第一六章に「子曰、君子喩於義、小人喩於利。」とあるのを踏まえる。

（六）楊氏の…說くは―「楊氏」は、楊時。［憲４（６）・３／四四・二六］条に既出（その注（三）を参照）。『論語精義』当該章に、「楊曰、君子小人之分、善利而已。孜孜爲善則爲舜、非上達歟。孜孜爲利、至於爲跖、非下達歟。」とあるのを指す。

（七）謝氏の…はらず―「謝氏」は、謝良佐。［憲４（６）・３／四四・二六］条に既出（その注（二）を参照）。「謝氏之說」は、『論語精義』当該章に、「大受小知之別也。以孟子出晝與孔子去魯之事、攷衆人之論、其相去遠矣。蓋事盡然。」とあるのを指す。「事に干はらず」は、関係ない、関わりがない。『語類』巻一二一・五三条に「有言貧困不得專意問學者。曰、不干事。」（第八冊・第二九三三頁）とあり、また同巻一二〇・五七条に「世之志利欲與志理義之人、自是不干事。」（第七冊・第二九〇〇頁）とある。

（八）范氏の…意有り―「范氏」は、范祖禹。［憲３（５）・１／四四・二三］条に既出（その注（一）を参照）。「范氏之説」は、『論語精義』当該章に、「君子喩於義、小人喩於利。道徳仁義高明之事、君子所達也。勢利可鄙下賤之事、小人所達也。上達入於上智、下達入於下愚。君子愈上、小人愈下。學問之道、所以爲上達也。」とある。

（九）學而の…地たり―「學而之首章」は、ここでは范祖禹の『論語』学而篇冒頭章の解釈を指す。『論語精義』に、「范曰、學先王之道、將以行之也。學而習之、知所以修身、知所以治人、則説矣。習之言試也、易重險之卦曰習坎、水之于險也。必洊至而不已、然后能乘險而流焉、君子於難事也亦然。故其象曰、常德行、習教事。夫必有常也、而後能立。孔子習周公者也、顔淵習孔子者也、人君習堯舜、是亦堯舜而已矣。子曰、性相近也、習相遠也。伊尹曰、習與性成。學者之習、所以反其性也。習之而串、則與性一矣。易曰、兌、説也。而兌之象以朋友講習。朋友講習、所以求道、故可説之。善莫善於講習、不亦説者、比於説矣、猶未正夫説也。學而知之者、次也、所以求爲聖人、及其成功、則無習、無習、則亦無説矣。孟子曰、一鄉之善士、斯友一鄉之善士、一国之善士、斯友一国之善士、天下之善士、斯友天下之善士。才小者所友近、才大者所友遠。君子之學、有同道者自遠而来、則亦可以樂矣。夫説自外至、樂由中出、故好之者不如樂之者。習在已、而有得於外。朋友在人、而有得於内。君子之道求爲可充也、能如此者、其惟好學者乎。在孔子則弟子自遠而至是也。君子不病人之不己知、小人唯恐人之不知也。潜龍之德、不見是而無悶、君子依乎中庸、不見知而不悔、惟聖者能之、此皆藏其德而修身者也。人莫得而知之、是以道不行、時不遇、獨立乎

世、未嘗有悶、毘而後已、亦無悔焉。下焉者、爲善而必蘄乎人知、有諸内必形諸外、未有不知者也。不知而慍、則不知於命、無以爲君子。故人不知而不慍、斯可以爲君子矣。」とある。「亂董董地」は、乱雑で秩序がないさま。『語類』巻六七・一二七条に「六十四卦、只是上經説得齊整、下經便亂董董地」（第五冊・第一六七二頁）などとある。

（一〇）唐鑑の如きは―「唐鑑」は、范祖禹『唐鑑』。唐王朝の治乱興廃について、『資治通鑑』の記事を掲げつつ、范祖禹自身の評語、論断を付け加えた書。『唐鑑』については、『語類』巻一三九・六六条に「如唐鑑雖是好文字、然多照管不及、評論總意不盡。」（第八冊・第三三一二頁）などとある。

（一一）孫之翰…と雖も―「孫之翰」は、孫甫（九九一～一〇五七）。「之翰」は字。許州陽翟県（河南省）の人。『宋史』巻二九五、『学案補遺』巻二、『資料索引』第一八八四頁を参照。「唐論」は、『唐史論断』を指す。『旧唐書』の不備を補うべく著された『唐史紀』七五巻の論断部分。いま『唐史紀』は逸し、その論断のみが残されている。『唐史論断』については、『語類』巻一三四・四七条に「孫之翰唐論精練、説利害如身處親歷之、但理不及唐鑑耳。」（第八冊・第三二〇八頁）などとある。

（一二）罃…「罃」は、黄罃（一一四七～一二一二）。隆興府分寧県（江西省）の人。「語録姓氏」は、一一八八年の所聞とする。『宋史』巻四二三、『学案』巻六九、『資料索引』第二八六九頁、『年攷』第一〇九頁、『門人』第二六二頁、『書院』第一二二頁を参照。

［憲18（25）］古之學者爲己章

子曰、古之學者爲己、今之學者爲人。【爲、去聲。○程子曰、爲己、欲得之於己也。爲人、欲見知於人也。○程子曰、古之學者爲己、其終至於成物。今之學者爲人、其終至於喪己。愚按、聖賢論學者用心得失之際、其說多矣。然未有如此言之切而要者。於此明辨而日省之、則庶乎其不昧於所從矣。】

［憲18（25）・1／四四・六九］

本文

立之問、古之學者爲己、今之學者爲人。曰、此只是初間用心分毫(一)之差耳。所謂上達、下達者、亦只是自此分耳。下達者、只因這(二)分毫(三)有差、便一日昏蔽似一日。如人入爛泥中行相似、只見一步深似一步、便渾身陷沒、不能得出也。君子之學既無所差、則工夫日進、日見高明、便一日高似一日也。因言秦檜之事(四)云云、其所以與張魏公有隙之由、乃因魏公不薦他作宰相、而薦趙丞相。故後面生許多怨惡、蓋皆始於此耳。【時擧】

校勘

（一）毫―「毫」は、正中書局本は「豪」に作る。
（二）這―「這」は、楠本本には無い。
（三）毫―「毫」は、正中書局本は「豪」に作る。
（四）之事云云其―「之事云云其」は、楠本本には無い。

訓　読

立之(一)「古の學者は己の爲にし、今の學者は人の爲にす」を問ふ。曰はく、此れ只是(た)だ初間(はじめ)に心を用ふること分毫の差あるのみ。所謂(二)「上達」、「下達」とは、亦た只是だ此れ自り分かるるのみ。「下達」とは、只だ這の分毫に差有るのみに因りて、便ち一日　一日似(よ)りも昏蔽す。人の爛泥の中に入りて行くが如く相似たり、只だ一歩　一歩似り深きにして、便ち渾身　陥没して、出づるを得る能はざるを見るのみなり。君子の學　既に差ふ所無ければ、則ち工夫　日び進み、日び高明を見るに、便ち一日　一日似り高きなり、と。因(三)りて秦檜の事を言ひて云云、其(四)の張魏公と隙有る所以の由は、乃ち魏公　他を薦めて宰相と作さずして、趙丞(五)相を薦むるに因る。故に後面　許多の怨惡を生ず。蓋し皆な此より始まるのみ、と。【時擧(六)】

口語訳

潘植（立之）が、「古の学者は己の為にし、今の学者は人の為にす」について質問した。

朱熹が言った、「これら両者には、はじめに、心の用い方にわずかな違いがあるのみである。「上達」、「下達」というのも、またここが分かれ目である。「下達」とは、ただこのわずかな違いがあるのみで、かくして日々くらんでいってしまうことである。ぬかるみの中を行くように、ただ一歩一歩深みにはまって、たちまち全身が沈んでいって、抜け出ることができなくなる。君子の学にはもとより間違いがなく、工夫は日々進み、見識は日々高まり、日々高きに向かうである。」

そこで朱熹は、秦檜についてあれこれと言った。「張浚（魏公）との不和の原因は、彼が秦檜を推薦して宰相となさず、趙鼎を推薦からである。だからのちに多くの怨恨が生じたのである。やはりみなここから始まったのだ。」、と。【潘時挙録】

注

（一）立之「古…を問ふ―「立之」は、潘植の字。［憲11（14）・1／四四・四三］条に既出（その注（二）を参照）。

（二）所謂「上…達」とは―「上達」、「下達」は、『論語』憲問篇第二四章に「子曰、君子上達、小人下達。」とある。

（三）因りて…て云云―「秦檜」（一〇九〇～一一五五）は、対金政策にかんして和議を唱えた宰相。主戦派と対立した。『宋史』巻四七三、『学案』巻九六、『資料索引』第一八六九頁を参照。

（四）其の張…の由は―「張魏公」は、張浚（一〇九七～一一六四）。対金政策において主戦の立場を貫き、秦檜と対立した。『宋史』巻三六一、『学案補遺』巻四四、『資料索引』第二二六二頁を参照。

（五）趙丞相…に因る―「趙丞相」は、趙鼎（一〇八五～一一四七）。『宋史』巻三六〇、『学案』巻四四、『資料索引』第三三五五頁を参照。張浚と同じく主戦をとなえ、秦檜と対立した。以上、秦檜、張浚、趙鼎等に対する朱熹の評価は、『語類』巻一三一所収の一連の議論を参照。

（六）時擧―「時擧」は、潘時挙。［憲６（８）・１／四四・二九］条に既出（その注（二）を参照）。

［憲18（25）・２／四四・七〇］

本　文

問、伊川云、爲己、欲得之於己也。爲人、欲見知於人也。後又云、古之學者爲己、其終至於成物。今之學者爲人、其終至於喪己。兩說不同、何也。曰、此兩段意思(一)自別、前段是低底爲人、後段是好底爲人。前爲人、只是欲見知於人而已。後爲人、却是真箇要爲人。然不曾先去自家身己上做得工夫、非唯是爲那人不得、末後和己也喪了。【雉】

校　勘

（一）意思―「意思」は、和刻本は「思意」に作る。

訓　読

問ふ、伊川(一)「己の爲にす」とは、之を己に得んと欲するなり。「人の爲にす」とは、人に知られんと欲するなり、と云ふ。後に(二)又た「古の學者は己の爲にす」は、其の終はりは物を成すに至る。「今の學者は人の爲にす」は、其の終はりは己を喪ふに至る、と云ふ。兩説同じからざるは、何ぞや、と。曰はく、此の兩段の意思 自づから別なり、前段は是れ低き底(の)「人の爲にす」、後段は是れ好き底(の)「人の爲にす」。前の「人の爲にす」は、只是だ人に知られんと欲するのみ。後の「人の爲にす」は、却つて是れ眞箇(まこと)に「人の爲にす」を要む。然れども曾て先に自家の身己上に去きて工夫を做し得ざれば、唯(た)是だに那の人の爲にするを得ざるのみに非ず、末後に己和(す)ら也た喪ひ了はる、と。【雉(三)】

口語訳

質問した、「程頤（伊川）は「「己の為にす」とは、自分のものにしようとすることである。「人の為にす」とは、人に知られようとすることである」と言い、その後また「古の学者は己の為にす」であれば、最終的に他者を感化させられ、「今の学者は人の為にす」であれば、最終的には自分を見失うまでに至る」と言っています。これら二つの説が同じでないのは、どういうことでしょうか。」、と。

朱熹が言った、「これら両句の考え方は、自ずと異なるものだ。前者は低俗な「人の為にす」、後者は

好ましい「人の為にす」である。前者の「人の為にす」は、ただ人に知られようとするだけである。後者の「人の為にす」は、かえって本当に「人の為にす」であることが求められる。けれどもまずは自身に対して工夫をなしえなければ、相手の為にすることができないばかりか、結局のところ、自分さえも見失ってしまうのである。」、と。【呉雉録】

注

（一）伊川「己…と云ふ―「伊川」云々は、本章の『集注』に見える。また『論語精義』に「伊川解曰、爲己、欲得之於己也。爲人、欲見知於人也。」とあるほか、『近思録』為学篇にも見える。

（二）後に又…と云ふ―「後又」云々は、本章の『集注』に見える。もと『程氏遺書』巻二五にあるほか、『近思録』為学篇にも見える。

（三）雉―「雉」は、呉雉。［憲15（22）・2／四四・六二］条に既出（その注（三）を参照）。

［憲19（26）］蘧伯玉使人於孔子章

蘧伯玉使人於孔子。【使、去聲、下同。蘧伯玉、衛大夫、名瑗。孔子居衛、嘗主於其家。既而反魯、故伯玉使人來也。】孔子與之坐而問焉、曰、夫子何爲。對曰、夫子欲寡其過而未能也。使者出。子曰、使乎、使乎。

【與之坐、敬其主以及其使也。夫子、指伯玉也。言其但欲寡過而猶未能、則其省身克己、常若不及之意可見矣。使者之言愈自卑約、而其主之賢益彰、亦可謂深知君子之心、而善於辭令者矣。故夫子再言使乎以重美之。按莊周稱、伯玉行年五十而知四十九年之非。又曰、伯玉行年六十而六十化。蓋其進德之功、老而不倦。是以踐履篤實、光輝宣著。不惟使者知之、而夫子亦信之也。】

［憲19（26）・1／四四・七一］

本　文

問、莊子說、蘧伯玉行年五十、而知四十九年之非。此句固好。又云、行年六十而六十化、化是如何。曰、謂舊事都消忘了。又曰、此句亦說得不切實。伯玉却是箇向裏做工夫人、莊子之說、自有過當處。【廣】

訓　読

問ふ、莊子(一)「蘧伯玉 行年五十にして、四十九年の非を知る」と說く。此の句 固(まこと)に好し。又た(二)「行年六十にして六十化す」と云ふは、「化す」は是れ如何、と。曰はく、舊事 都て消忘し了はるを謂ふ、と。又曰はく、此の句 亦た說き得て切實ならず。伯玉 却つて是れ箇の裏に向ひて工夫を做すの人なるに、莊子の說、自づから過當の處有り、と。【廣(三)】

口語訳

質問した、「荘子は「蘧伯玉 行年五十にして、四十九年の非を知る」と説いています。此の句はまことに良いものですね。」また「行年六十にして六十化す」とありますが、「化す」とはどういうことですか。」、と。

朱熹が言った、「以前のことをすべて忘れ去ってしまうということだ。」、と。

また朱熹が言った、「これらの句は、さほど説き方が切実でない。蘧伯玉は内面に工夫をなした人物であり、荘子の説には、尊大なところがある。」、と。【輔広録】

注

（一）荘子「蘧…と説く―『淮南子』原道訓に「凡人中壽七十歳、然而趨舎指湊、日以月悔也、以至於死。故蘧伯玉年五十、而有四十九年非。」とある。本章の『集注』にも、「荘周稱」としてこの句が引かれるが、誤りである。

（二）又た「行…と云ふ―『荘子』則陽篇に「蘧伯玉行年六十而六十化、未嘗不始於是之而卒詘之以非也、未知今之所謂是之非五十九非也。」とある。

（三）廣―「廣」は、輔広。［憲2・19／四四・二一］条に既出（その注（四）を参照）。

［憲19（26）・2／四四・七二］

本　文

李公晦問行年六十而六十化。曰(一)、只是消融了、無固滯(二)。【蓋卿】

校　勘

（一）曰―「曰」は、楠本本は「先生云」に作る。

（二）無固滯―「無固滯」は、楠本本は「無固滯」の下に「百神享之如祈晴得晴、祈雨得雨之類」（句読点は訳注者が附した）がある。

訓　読

李公晦(一)「行年六十にして六十化す」を問ふ。曰(二)はく、只是だ消融し了はりて、固滯無きのみ、と。【蓋卿(三)】

口語訳

李方子（公晦）が「行年六十にして六十化す」について質問した。

朱熹が言った「ただ（以前のことが）消失してしまって、固執がないというだけである。」、と。【襲蓋卿録】

注

（一）李公晦…を問ふ―「李公晦」は、李方子（一一六九～一二三六）。「公晦」は、その字。嘉定七年（一二一四）年の進士。邵武軍（福建省）の人。「語録姓氏」には、一一八八年以降の所聞とある。『宋史』巻四三〇、『学案』巻六九、『資料索引』第九四七頁、『年攷』第二〇七頁、『門人』第一一三頁、『書院』第一二一頁を参照。「行年六…十化す」は、『荘子』則陽篇に見える。前条［憲19（26）・1／四四・七一］条に既出（その注（二）を参照）。

（二）曰はく…のみ、と―「消融了」は、前条［憲19（26）・1／四四・七一］条を踏まえて、「（以前のことが）消失してしまって」と訳出した。

（三）蓋卿―「蓋卿」は、襲蓋卿。衡州常寧県（湖南省）の人。『学案』巻六九、『資料索引』第四四九七頁、『年攷』第二六〇頁、『門人』第三四六頁を参照。

［憲20（29）］君子恥其言過其行章

子曰、君子恥其言而過其行。【行、去聲。恥者、不敢盡之意。過者、欲有餘之辭。】

［憲20（29）・1／四四・七三］[1]

本　文

君子恥其言而過其行。過、猶行過恭、喪過哀之過、謂力行也。【潘叔恭。端蒙。】

校　勘

（一）本条は、楠本本巻四四には無い。

訓　読

「君子　其の言を恥ぢて其の行を過す」。「過」[1]は、猶ほ「行いは恭しきに過ぎ、喪は哀しみに過ぐ」の過、力めて行ふを謂ふなり。【潘叔恭[2]。端蒙】

口語訳

「君子　其の言を恥ぢて其の行を過す」について。「過」は、「行ひは恭しきに過ぎ、喪は哀しみに過ぐ」の過で、つとめて行うことをいう。【潘友恭、程端蒙録。】

注

（一）猶ほ「行…の過で―「行過恭、喪過哀」は、『周易』小過・象伝に「山上有雷、小過。君子以行過乎恭、喪過乎哀、用過乎儉。」とある。

（二）潘叔恭。端蒙―「潘叔恭」は、潘友恭。「叔恭」はその字。婺州金華県（浙江省）の人。『学案』巻六九、『資料索引』第三六三六頁、『門人』第三二六頁、『書院』第八七頁を参照。「端蒙」は、程端蒙（一一四三～一一九一）。饒州徳興（江西省）の人。「語録姓氏」には、一一七九年以降の所聞とある。『学案』巻六九、『資料索引』第三〇四九頁、『年攷』第七三頁、『門人』第二四五頁、『書院』第七〇頁を参照。

【憲21（31）】子貢方人章

子貢方人。子曰、賜也賢乎哉。夫我則不暇。【夫、音扶。方、比也。乎哉、疑辭。比方人物而較其短長、雖亦窮理之事。然專務爲此、則心馳於外、而所以自治者疏矣。故褒之而疑其辭、復自貶以深抑之。謝氏曰、聖人責人、辭不迫切而意已獨至如此。】

［憲21（31）・1／四四・七四］

本　文

賜(一)也賢乎哉。夫我則不暇。學者須思量不暇箇甚麼、須於自己體察方可見。【友仁】

校　勘

（一）賜也―「賜也」は、楠本本は「賜也」の上に「聖人說」がある。

訓　読

「賜や賢なるかな。夫れ我は則ち暇あらず」。學ぶ者は須らく「暇あらず」は箇の甚麼なるかを思量すべし、自己に於いて體察するを須ちて方めて見るべし。【友仁(一)】

口語訳

「賜や賢なるかな。夫れ我は則ち暇あらず」について。学ぶ者は「暇あらず」とはどういうことかを思案しなければならない。自ら身をもって察してこそ分かるであろう。【友仁】

注

（一）友仁―「友仁」は、郭友仁。楚州山陽県（江蘇省）の人。『学案補遺』巻六九、『年攷』第九〇頁、『門人』第二〇三頁、『書院』第二一三頁を参照。

［憲22（33）］不逆詐章

子曰、不逆詐、不億不信、抑亦先覺者是賢乎。【逆、未至而迎之也。億、未見而意之也。詐、謂人欺己。不信、謂人疑己。抑、反語辭。言雖不逆不億、而於人之情僞自然先覺、乃爲賢也。○楊氏曰、君子一於誠而已。然未有誠而不明者。故雖不逆詐不億不信、而常先覺也。若夫不逆不億、而卒爲小人所罔焉、斯亦不足觀也已。】

［憲22（33）・1／四四・七五］

本　文

問(一)不逆詐章。曰、雖是不逆詐、不億不信、然也須要你能先覺方是賢。蓋逆詐、億不信、是才見那人便逆度之。先覺、却是他詐與不信底情態已露見了、自家這裏便要先覺。若是在(二)自家面前詐與不信、却都不覺時、自家却在這裏做什麽。理會甚事。便是昏昧呆底相似。此章固是要人不得先去逆度、亦是要人自著些精采看、方得。又問楊氏誠則明矣之說。曰、此說大了、與本文不相干。如待誠而後明、其爲覺也後矣。蓋此章人於日用間便要如此。【壽】

校勘

（一）問不逆詐章曰―「問不逆詐章曰」は、楠本本には無い。

（二）在―「在」は、楠本本には無い。

訓読

「詐りを逆へず」章を問ふ。曰はく、「詐りを逆へず、信ぜられざるを億(おもんばか)らず」と雖是(いへど)も、然れども也た你の能く「先づ覺る」を須要(ま)ちて方めて是れ賢たり。蓋し詐りを逆へ、信ぜられざるを億るは、是れ才かに那の人を見れば便ち之を逆度す。「先づ覺る」は、却是つて他の詐ると信ぜられざるの情態と已に露見し了はれば、自家 這裏に便ち先づ覺るべし。若是(も)し自家の面前に在るも詐ると信ぜられざると、却つて都て覺らざるの時、自家 却つて這裏に在りて什麽をか做さん。甚の事をか理會せん。便是ち昏昧にして呆たる底(もの)に相似たり。此の章 固是(もと)より人の先づ去きて逆度するを得ざるを要むるも、亦是た人の自ら些かの精采に著き看るを要めて、方めて得、と。又楊氏(一)の「誠なれば則ち明らかなり」の説を問ふ。曰はく、此の説 大にして了はり、本文と相干はらず。如し誠なるを待ちて、而る後 明らかなれば、其の覺る爲るや後れり。蓋し此の章 人の日用の間に於いて、便ち要むること此の如し、と。【燾(二)】

口語訳

「詐りを逆えず」章について質問した。

朱熹が言った、「(この章は)「詐りを逆えず、信ぜられざるを億らず」であったとしても、貴君が「先ず覚る」ことができてこそ賢であるということだ。思うに欺かれることに身構え、信じてもらえないことを憂慮していては、人を見るや、人を勘ぐってしまうことであろう。しかし「先ず覚る」こと、すなわち相手が自分のことを欺き、信じない様子が露呈していれば、ここで自ら覚るであろう。もしも面前で欺かれ、信じてもらえていないのに、かえってまったく覚ることがなければ、ここで自分は何をするというのだ。また何に取り組むというのだ。それこそ蒙昧で呆然としているようなものである。もとよりこの章は、もちろんまずは人を勘ぐったりはしないのだが、自分もいくらか気持ちを入れてこそうまくいく、ということである」、と。

また楊時の「誠なれば則ち明らかなり」の説について質問した。

朱熹が言った、「この説は遠大であるにとどまり、経文と関係はない。もしも誠であって、それから明らかになるというのであれば、覚ることが後回しになってしまう。やはりこの章は、日用のうちに、かくのごときを求めるものなのである」、と。【呂燾録】

注

（一）又楊氏…を問ふ―「楊氏」は、楊時。［憲４（６）・３／四四・二六］条に既出（その注（三）を参照）。「誠則明矣之説」は、本章の『集注』に「君子一於誠而已。然未有誠而不明者。故雖不逆詐不億不信、而常先覺也。」とあるのを指す。

（二）燾―「燾」は、呂燾。［憲２・６／四四・八］条に既出（その注（二）を参照）。

［憲22（33）・２／四四・七六］

本　文

或問、不逆詐、不億不信、如何又以先覺爲賢。曰、聰明底人、便自覺得。如目動言肆、便見得是將誘我。燕王告霍光反、漢昭帝便知得霍光不反。燕在遠、如何知得。便是它聰明見得、豈非賢乎。若當時便將霍光殺了、安得爲賢。【銖】

校　勘

（一）或―「或」は、楠本本には無い。

（二）不―「不」は、楠本本には無い。

（三）以―「以」は、楠本本には無い。

訓　読

或ひと問ふ、「詐りを逆へず、信ぜられざるを億らず」は、如何ぞ又た「先づ覺る」を以て「賢」と爲すか、と。曰はく、聰明の人は、便ち自ら覺得ゆ。如し[一]目動き言肆まなれば、便ち是れ將に我を誘はんとするを見得す。燕王[二]霍光の反するを告ぐるも、漢の昭帝は便ち霍光の反せざるを知得れり。燕は遠きに在るに、如何ぞ知得らん。便是ち它　聰明に見得するは、豈に賢に非ずや。若し當時　便ち霍光を將て殺し了はらば、安くんぞ得て賢と爲さんや。【鉄[三]】

口語訳

ある人が質問した、「「詐りを逆えず、信ぜられざるを億らず」は、またどうして「先ず覚る」を「賢」としているのですか」、と。

朱熹が言った、「聡明な者は、自ら覚ることができる。もしもある人の不安な気持ちが顔色にあらわれ、しどろもどろになれば、すぐさま自分のことをそそのかそうとしていると見抜くものである。燕王劉旦が霍光の謀反を密告するも、漢の昭帝は霍光は謀反などなさないと見抜いた。燕は遠方にあるのに、どうして見抜けたのであろうか。昭帝は聡明にして見抜いたことは、なんと賢なることであろうか。もしもそのとき霍光を処刑してしまっていては、どうして賢といえるであろうか。」、と。【董銖録】

注

（一）如し目…なれば―「目動言肆」は、不安な気持ちが顔色にあらわれ、しどろもどろになること。『春秋左氏伝』文公十二年・伝に「使者目動而言肆、懼我也、將遁矣」とある。

（二）燕王 霍…得れり―「霍光」（？～前六八）は、武帝の死後、幼い昭帝（在・前八七～前七四）を補佐した人物。元鳳元年（前八〇）、昭帝の兄であるにもかかわらず帝位につけなかった燕王劉旦が、霍光に不満を持つ上官桀、桑弘羊らとともに謀を巡らせて、霍光を廃するよう昭帝に讒言した事件を指す。けれども昭帝は取り合わず、謀反は失敗したことで、燕王劉旦は自殺、上官桀、桑弘羊らは処刑された。『漢書』巻六八を参照。

（三）銖―「銖」は、董銖（一一五二～一二一四）。饒州徳興県（江西省）の人。「語録姓氏」には、一一九六年以降の所聞とある。『学案』巻六五、『資料索引』第三一一六頁、『年攷』第二九七頁、『門人』第二七六頁、『書院』第九六頁を参照。

［憲22（33）・3／四四・七七］

本 文

才仲問、南軒解不逆詐一段、引孔注、先覺人情者、是能爲賢乎。此說如何。曰、不然。人有詐、不信、吾之明足以知之、是之謂先覺。彼未必詐、而逆以詐待之。彼未必不信、而先億度其不信、此則不可。周子曰、明則不疑。凡事之多疑、皆生於不明。如以察爲明、皆至暗也、唐高(一)宗之流是也。如放齊稱胤子朱啓明、而堯知其囂、堯之明是(二)以知之、是先覺也。凡抑字、皆是挑轉言語。舊見南軒用抑字、多未安。」【可學】

校勘

（一）高―「高」は、楠本本・正中書局本・朝鮮整版本は「德」に作る。

（二）是―「是」は、楠本本・正中書局本・朝鮮整版本・和刻本は「有」に作る。

訓読

才仲(一)問ふ、南軒(二)「詐りを逆へず」の一段を解するに、孔注、先づ人情を覺る者は、是れ能く賢爲るやを引く。此の說 如何、と。曰はく、然らず。人に詐り、信じられざる有るに、吾の明らかに以て之を知るに足る、是れを之れ「先づ覺る」と謂ふ。彼れ未だ必ずしも詐らざるも、逆ふるに詐るを以て之を待ち、彼れ未だ必ずしも信ぜられずんばあらざるも、先づ其の信ぜられざるを億度すれば、此れ則ち可ならず。周子(三)曰はく、明らかなれば則ち疑はず、と。凡そ事の疑ひ多きは、皆な明らかならざるより生ず。如し察するを以て明らかなると爲せば、皆な至暗なり、唐(四)の高宗の流 是れなり。放齊(五)「胤子の朱は啓明なり」

を稱するも、堯 其の矇を知るが如きは、堯の明、是を以て之を知る、是れ「先づ覺る」なり。凡そ抑字は、皆な是れ挑轉の言語たり。舊[六]と南軒の抑字を用ふるを見るに、多くは未だ安らかならず、と。【可學[七]】

口語訳

魏丙（才仲）が質問した、「張栻（南軒）が「詐りを逆えず」の一段を解釈するにあたって、孔安国の注「まず人を勘ぐったりするものは、賢者であるといえるだろうか」を引用している。この説はいかがでしょうか」、と。

朱熹が言った、「当たっていない。相手に欺かれ、信じてもらえないならば、こちらが明らかであれば分かるには十分である、これを「先ず覚る」という。相手が必ずしも欺いていないのに、欺かれているのではないかと身構えたり、相手が必ずしも信じていないわけではないのに、いきなり信じられていないのではないかと憂慮するのは、よろしくない。周敦頤は「明らかなれば則ち疑はず」と言った。いったい疑いが多いのは、みな明らかでないことによる。もしも推察したに過ぎないことを明らかであるとしてしまっては、みな至暗である、唐の高宗などの類いがこれである。（堯が人材を登用するにあたって）放斉が「胤子の朱は啓明なり（嗣子の丹朱は才知がひらけています）」と告げたところ、堯は丹朱の矇（ことばに誠がないさま）を見抜いたことなどは、堯が明らかであるからこそ、それを見抜いたのである、これが

「先ず覚る」である。およそ「抑」字は、みな話題を変える言辞である。張栻（南軒）の「抑」字の用例を見ると、その多くは落ち着かないものである。」、と。【鄭可学録】

注

（一）才仲　問ふ―「才仲」（また材仲）は、魏丙の字。魏丙は、［憲11（14）・3／四四・四五］条に既出（その注（一）を参照）。『語類』に「魏才仲問」で始まる条が散見するほか、巻六六・六条に「魏丙材仲問」（第四冊・一六二二頁）とある。

（二）南軒「詐…を引く―「南軒」は、張栻。［憲13（17）・5／四四・五四］条に既出（その注（二）を参照）。「南軒解不逆詐一段」は、以下に引用した張栻『癸巳論語解』の当該章の注釈を指す。「逆詐、億不信者、智術之用、而先覺者誠信之存。蓋誠信充積於内、則人之情僞、事之幾微自無得而逃、如鑑明於此而妍醜莫隠也。若先以逆與億加之、則吾固已自墮於欺妄之域矣、雖使有時而或中、至於情僞之交、幾微之會、必不能以先覺、是猶反鑑而索照也。雖然、固有不逆詐、不億不信而不能先覺者、則以夫天資雖美、而誠身之未至也、故必曰先覺之是賢、此所以貴乎學也。【一本云、孔注「先覺、人情者、是寧能爲賢乎。」此解文義順。蓋人必欲以先覺爲賢、則未免於逆詐億不信、而不知其在已者先陥於巧僞矣。君子可逝也、不可陥也。可欺也、不可罔也。又何必以能逆億於先爲賢乎。曰「抑亦先覺者是賢乎」、辭氣何其温厚而含蓄也。】」とある。また「孔注」は、孔安国（の作とされる）伝。以上のように、『癸巳論語解』の「一本」には、孔

安国伝が引かれていたようである。なおいま『論語集解』当該章にも、「孔安國曰、先覺人情者、是寧能爲賢乎。或時反怨人也」と、同様の孔安国伝が引かれているが、孔注にある「寧」字は見えない。

（三）周子曰…はず、と―「周子」は、周敦頤（一〇一七～一〇七三）。二程の師とされ、朱熹に尊ばれた。『宋史』巻四二七、『学案』巻一二、『資料索引』第一四八六頁を参照。周敦頤の著である『通書』公明第二十一に、「明不至則疑生。明、無疑也。謂能疑爲明、何啻千里」とあり、また朱熹の『通書解』には「此爲不能先覺、而欲以逆詐、億不信爲明者發。然明與疑、正相南北、何啻千里之不相及乎」と解する。

（四）唐の高…れなり―「高宗」（在位・六四九～六八三）は、唐の第三代皇帝。また校勘（一）に記したように、楠本本・正中書局本・朝鮮整版本は、これを「唐德宗」に作る。「德宗」（在位・七七九～八〇五）は、唐の第一二代皇帝。「至暗」と称される事案については未詳。

（五）放齊「胤…を知る―「胤子朱啓明」は、『尚書』堯典に、「帝曰、疇咨若時登庸。放齊曰、胤子朱啓明。帝曰、吁、囂訟、可乎」とあるのを踏まえる。

（六）舊と南…見るに―「南軒用抑字」は、本条［注釈］（二）を参照。

（七）可學―鄭可学。［憲２・５／四四・七］条に既出（その注（五）を参照）。

（［憲17（24）・１／四四・六六］～［憲22（33）・３／四四・七七］条担当　中嶋諒）